

成田市立遠山中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(注1)「生徒」とは、学校に在籍する生徒をいう。

(注2)「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。

(注3)「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該生徒と何らかの人間関係にある者を指す。

(注4)「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な苦痛の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

※いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている生徒の心情を重視して取り組むこと。

※いじめは、被害生徒と加害生徒だけの問題ではなく、周りではやしたてたりする「傍観者」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識させること。

※いじめは、生徒同士だけの問題ではなく、教職員の生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、教職員の言動で生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。

※いじめには、様々な態様が挙げられる。外見的には「けんか」のように見えることでも、よく状況を確認すること。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過したりすることのないよう、いじめられた生徒の立場に立って対応すること。

【例】[冷やかす]、[からかむ]、[悪口]、[脅し]、[仲間はずれ]、[集団による無視]、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷、[金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊]、[軽く(ひどく)ぶつかる・蹴る・叩く]、[嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする]、「行き過ぎたいじり」行為等

2 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよういじめの防止等の対策は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

加えて、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

(1)「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること。

(2)「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。

(3)「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服すること。

3 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの禁止

生徒は絶対がいじめを行ってはならない。

(2) 基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命また身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) 学校(職員)及び保護者の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者、他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、更に再発防止に努める。

保護者は、生徒がいじめを行うことがないよう規範意識を養う指導を行い、いじめを受けた場合は、いじめから保護し、いじめ防止のための措置に協力する。

(4) いじめ防止のための対策の基本となる事項【基本施策】

学校におけるいじめの防止

ア 学校の重点目標の一つとして、いじめ(卑怯なふるまい)をしない、また、生徒同士の「いじり」行為を見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。

イ 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 保護者並びに地域住民、その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な処置として、道徳、学級活動等の時間を利用し、学年、全校集会を実施したり、人権尊重のための作文作成や人権尊重に関する集会等を実施する。

オ インターネット等の安全な活用法(ネットによるいじめの理解・対策)等についての情報教育を充実させ、更に講演会を実施し、生徒保護者の啓発活動を行う。

4 いじめ防止等の対策のための施策【いじめ防止等に関する措置】

(1) 日常の学校教育の中で生徒の心を育て、いじめ未然防止につなげる。

ア 生徒指導の3機能(自己決定感、自己存在感、共感的人間関係)を大切にした学級指導、授業を行う。

イ 道徳教育、人権教育を通して豊かな情操教育と道徳心を養う。また、体験活動を通して心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめ未然防止につなげる。

(2) 教職員の資質向上

教職員に「学校いじめ防止基本方針」を周知させ、研修を計画的、継続的にを行い資質を向上させる。

(3) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

ア 名称

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

イ 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任(又は生徒指導担当)・養護教諭・スクールカウンセラー

ウ 活動内容

① いじめの早期発見に関すること(アンケート調査分析・教育相談等)

② いじめ防止に関すること

③ いじめ事案に対する対応について

④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること

エ 開催

毎週1回(水曜日の4時間目)、生徒指導会議と「いじめ対策委員会」を開催する。また、必要に応じて校長の許可を得て臨時に開催する。

(4) いじめの未然防止・早期発見のための取組

ア いじめ調査等

いじめを早期発見するため、在籍する児童等に対して定期的な調査を次の通り、実施する。

- ①生徒を対象に、いじめについてのアンケート調査(5. 10. 1月)
- ②教育相談を通じた生徒からの聴き取りアンケート調査(5. 10. 1月)

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように次のように相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの効果的活用(カウンセリング)
- ②いじめ相談窓口の設置

ウ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質の向上を図る。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招聘し、インターネットや携帯電話の情報モラル学習会(研修会)を行う。

5 いじめを認知した場合の対応(報告連絡体制)

- (1)いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、事実の有無の確認を行う。
- (2)いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及び保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3)いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために、必要があると認められる時は、いじめを行った生徒(いじめを受けた生徒)に対して、その保護者と連絡を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4)いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5)犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、成田市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対応

重大事態については、国基本方針、県基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月14日策定 文部科学省)、及び「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月 文部科学省)により適切に対応する。

生命・心身(自傷行為も含む)又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、また、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合、家庭環境や社会環境による避難で転校して来た場合は、次の対処を行う。

- (1)重大事案が発生した旨を、成田市教育委員会に速やかに報告する。
- (2)成田市教育委員会と協議の上、当該事実に対処する組織を設置する。
- (3)上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4)上記調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、ホームページ、学校だより等を通して、遠山中学校いじめ防止基本方針を公表すると共に、年度末、いじめ防止対策委員会において本基本方針を見直し、改善を図る。さらに、いじめ対策の取組を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

| | |
|--------------|--------------|
| 平成26年2月28日策定 | 平成26年5月 1日改訂 |
| 平成27年4月13日確認 | 平成28年4月14日改訂 |
| 平成29年4月 3日確認 | 平成30年4月 2日改訂 |
| 平成31年4月 2日改訂 | 令和元年8月30日改訂 |
| 令和 2年4月 1日改訂 | 令和3年4月 1日改訂 |
| 令和 4年4月 1日改訂 | 令和5年4月 1日確認 |
| 令和 6年4月 1日確認 | 令和7年4月 1日確認 |
| 令和 7年4月 1日確認 | 令和8年4月 1日確認 |